

議案第106号

大口町農業集落家庭排水処理施設事業分担金徴収条例の廃止について

大口町農業集落家庭排水処理施設事業分担金徴収条例を廃止する条例を別紙のよ
うに定めるものとする。

令和元年11月29日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、農業集落家庭排水事業の廃止に伴い、この条例を廃止す
るため必要があるからである。

大口町農業集落家庭排水処理施設事業分担金徴収条例を廃止する条例

大口町農業集落家庭排水処理施設事業分担金徴収条例（昭和60年大口町条例第11号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際廃止前の大口町農業集落家庭排水処理施設事業分担金徴収条例第2条の規定による分担金を徴収された受益者は、尾張都市計画大口下水道事業受益者負担に関する条例（平成5年大口町条例第31号）第6条の規定による当該工作物のある土地及びそれに接する宅地的利用の行われている土地の負担金を賦課及び徴収された受益者とみなす。